

4—7. 路面の段差、不陸等の施工条件

路面の段差、不陸等の条件におけるランブルストリップスの施工は、出来形が均一にならず、施工管理基準の適用が難しいことが予想される場合は、自転車等への安全性を確保した出来型になるよう事前に発注者と受注者が協議の上、出来型の管理に注意しながら施工することが必要である。

解説

ランブルストリップスの施工予定箇所の路面に段差や不陸がある場合は、切削ドラムが路面に均等に接することができないので、溝が長方形を保つことが困難である。その結果均一な出来型の施工が難しく、施工管理基準を満たすことができない上に、溝が部分的に深くなり、自転車等への安全性が心配される。施工の際は、発注者と受注者が協議の上、安全性に確保した出来形であることを確認しながら施工を進めるなどの配慮が必要となる。



写真 4-7. 上下車線に段差があり施工が困難な状況



写真 4-8. 路肩に段差がある状況



写真 4-9. 段差がある場合の施工例①



写真 4-10. 段差がある場合の施工例②